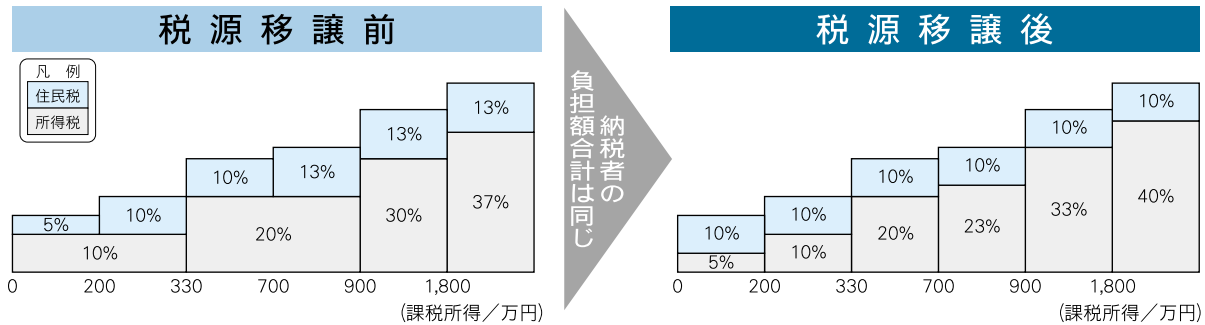


Q 税負担は増える？減る？

A ご安心ください。税源移譲によって住民税が増えても、所得税が減るため、納税者の負担は変わりません。

住民税所得割の一律化(10%)によって生じた差額(5%→10%に引上げ、13%→10%引下げ)については、所得税率にて調整(10%→5%に引下げ、37%→40%に引上げ)されます。また、人的控除や税額控除(住宅借入金等控除等)により生じた差額についても減額措置が行われます。それにより税源移譲による納税者の負担は変わりません。



口座振替を利用している人へ

町税の口座振替日は各税目の納期限です。もし、残高不足などで振替納税ができなかった場合は次のような対応が必要となります。

- 6～7日経過
「口座振替不能通知書兼納税通知書」が届きます。この用紙により芳賀町役場会計課及び税務課、又は融機関等で直接納付してください。
- 20日経過
「督促状」が届きます。その後も滞納が続く場合には、滞納処分の対象となることもあります。納付困難な時はお早めに税務課までご相談ください。
※なお、再度の口座振替はすることができないため、あらかじめ口座残高をご確認ください。

町民の皆さんが、安心して豊かな生活をしていくためには、皆さんの資金が必要で、町の主な財源は皆さんの『税金』によって賄われています。芳賀町では、町税等を納税した皆さんとの公平を保ち、滞納の解消を図るために、栃木県に設置された『市町村支援チーム』の支援を受けて、9月から県税職員と共に今まで以上に税の滞り処分を行っています。納期限までに、納税者が税金を納付していない状態を『滞納』といいます。滞納すると納めるべき税金のほかに、督促手数料や延滞金を納めなければなりません。納税者が税金を滞納した

ままに放置しておく、法律に基づき滞納者の意思に関わりなく強制的に滞納処分を執行される等、不利益を受けることにもなりますので、納期限までに納付くださるようお願いいたします。

【納税相談】
町税等を納期限までに納めることが困難な人はご相談ください。

【納税催告】
納期限が過ぎても納付のない人に対し、文書(督促状)の送付、電話催告、自宅訪問、勤務先の訪問を行います。

【財産調査】
滞納者の資産を官公署・金融機関・生命保険会社・通

信会社などに対し調査を行います。

【給与調査】
滞納者が給与所得者である場合、給与の差押えをするために、勤務先に対する給与調査を行います。

※これらの調査は法律に基づき、滞納者に事前の了解を得ずに行うことができます。

【差押処分】
土地・建物など財産がある滞納者に対し、差押えを行っています。差押え後も納付にならない場合は、やむを得ず、差押えた財産の公売を行うこととなります。また、預貯金や生命保険、勤務先から支給される給与なども差押え対象となります。

町税滞納整理に県税事務所職員が入ります

国から地方へ 平成19年から税源移譲によって

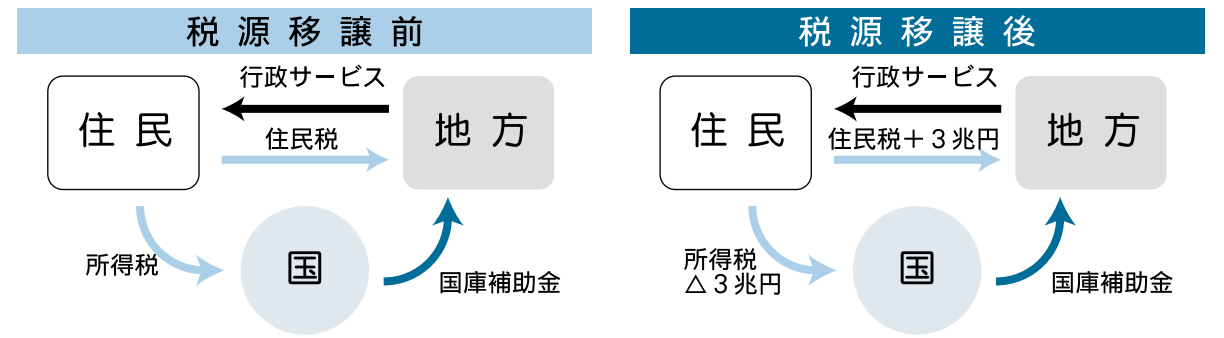
あなたの住民税が変わります

税務課町民係 ☎028 (677) 6034

Q どうして変わるの？

A より身近な行政サービスを効率よく行えるよう、国から地方へ税源の移譲が行われるからです。

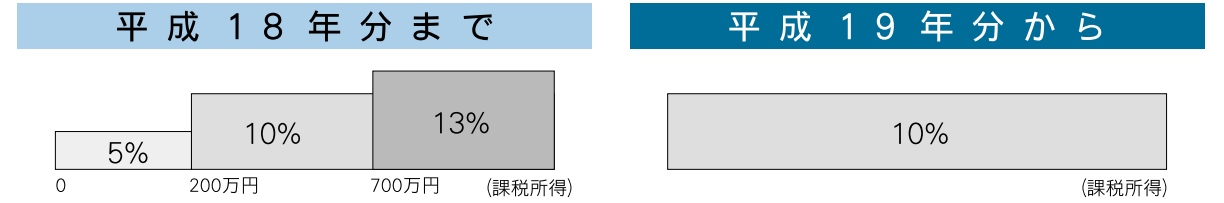
「地方でできることは地方に」という方針のもとに進められている三位一体改革。地方公共団体は国が国税として集めた財源の中から国庫補助金を受けており、その仕組みは必ずしも自主性が高いとはいえませんでした。そのため、地方公共団体が自主的に財源の確保を行い、住民にとって真に必要な行政サービスを自らの責任で効率的に行えるよう国税から地方税へ、税そのものの形で3兆円の税源移譲をすることになりました。



Q どう変わるの？

A 住民税(所得割)の税率が10%に統一されます。

住民税所得割の税率は従来(所得に応じて)3段階に分かれていました。これを所得の多い少ないに関わらず一律10%に変えることとなりました。これによって、高額所得者の多い地域に税収が集中することなく税源移譲が可能となります。



※上記図の税率は、県税と町税を合わせたものです。
○所得に応じて3段階に分かれています
○たとえば、課税所得が300万円の場合
200万円 × 5% + (300万円-200万円) × 10% = 20万円

※実際の税額には、この他に人的控除の差に応じた減額措置が講じられます。
○課税所得にかかわらず、一律10%
○たとえば、課税所得が300万円の場合
300万円 × 10% = 30万円